

中泊町農業委員会会議録

令和7年12月10日

中泊町農業委員会

令和 7 年 中 泊 町 農 業 委 員 会 1 2 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 7 年 1 2 月 1 0 日 (水) 1 3 時 3 0 分～

2. 開催場所 委員会室 1

3. 出席委員 (1 4 人)

会 長	1 5 番	松坂 龍美		
会長職務代理者	1 4 番	葛西 誠		
委 員	1 番	大川 勝仁	2 番	藤田 次男
	3 番	青山 邦榮	4 番	佐々木 清英
	5 番	澤田 健吾	6 番	瓜田 益子
	7 番	三上 孝	8 番	小野 美恵子
	9 番	外崎 満幸	1 0 番	松田 耕司
	1 1 番	佐藤 正樹	1 2 番	工藤 正太
	1 3 番	木村 巧		

4. 欠席委員 (1 人)

委 員	4 番	佐々木 清英		
委 員				

5. 議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議事録署名委員の指名について

第 3 【報告】

報告第 2 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 2 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

【議案】

議案第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

第 4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

次 長 荒 関 真 治

総括主幹

古 川 幹 人

主 事 古 川 安梨紗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和7年中泊町農業委員会12月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、8番小野委員、9番外崎委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、古川総括主幹を指名いたします。
以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第23号

事務局
荒関

3ページをご覧ください。
報告第23号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、6件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第23号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第24号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第24号

事務局
古川(幹)

25ページをご覧ください。
報告第24号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出(農地の相続等の届出)について、別紙のとおり報告する。令和7年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

11月の相続等の届出は10件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第24号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第23号

議長
(会長)

次の議案に入る前に、私に関連している事案が含まれていますので、「農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限」により、当該事案の開始から終了まで退席します。以降の議事の進行は職務代理者をお願いします。

【会長退席 ⇒ 職務代理者】

議長
(職代)

議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

29ページをご覧ください。議案第23号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年12月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長
(職代)

それでは、議案第23号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

木村委員

議席13番、木村です。それでは報告いたします。去る12月1日、私と葛西委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件、賃貸借設定が9件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議長
(職代)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局
荒関

30ページをご覧ください。

受付番号40番は新規の設定で、高根字小金石地内の田8筆、面積は23,438㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われる。

31ページをご覧ください。

受付番号41番は新規の設定で、中里字平山地内の田8筆、面積は34,969㎡の賃貸借です。期間は10年、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われる。

32ページをご覧ください。

受付番号42番は新規の設定で、設定する農地は豊岡字三笠の田9筆、面積は9,894㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米3俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われる。

33ページをご覧ください。

受付番号43番は、富野地内の田2筆、豊岡地内の田2筆の計4筆。面積は13,854㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われる。

受付番号44番は、富野地内の田3筆、豊岡地内の田9筆の計12筆。面積は36,467㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに借主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われる。

35ページをご覧ください。

受付番号45番は、中里字宝森地内の田1筆、面積は110㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われる。

受付番号46番は、豊島字宮本地内の田3筆と豊島字川袋地内の畑1筆、面積は1,768㎡の生前一括贈与です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

36ページをご覧ください。

受付番号47番は、富野字田今地内の田1筆、面積は4,159㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米3俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号48番は、中里地内の田2筆、宮川地内の田2筆の計4筆。面積は12,408㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米2.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

37ページをご覧ください。

受付番号49番は、高根字小金石地内の田13筆、面積は15,149㎡の賃貸借です。期間は3年、土地改良費は工事費は地主負担、水利費は借主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米1.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号50番は、高根字小金石地内の田1筆、面積は295㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に作物を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号51番は、富野字田今地内の田1筆、面積は5,122㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は10a当たり農協概算金換算で米3俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上、受付番号40番から51番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(職代)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(職代)

ないようですので、お諮りいたします。議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

◎報告・協議事項

議長
(会長)
事務局
(荒関)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和7年中泊町農業委員会12月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月10日

農業委員会	(松坂 龍美)	
会長	松坂 龍美	(松坂)
署名委員	(小野 美恵子)	
	小野 美恵子	(小野)
署名委員	(外崎 満幸)	
	外崎 満幸	(外崎)